

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業
特定事業の選定

令和8年9月

栃木県

栃木県（以下「県」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和8（2026）年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

目 次

1 事業概要	3
(1) 事業名称	3
(2) 公共施設等の管理者等の名称	3
(3) 事業の目的	3
(4) 本施設の概要	3
(5) 事業方式	4
(6) 事業期間（予定）	4
(7) 事業範囲	4
(8) 事業者の収入	6
2 事業の評価	7
(1) 選定の基準	7
(2) 県の財政負担見込額による定量的評価	7
(3) PFI事業として実施することの定性的評価	9
(4) 総合評価	10

1 事業概要

(1) 事業名称

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 福田 富一

(3) 事業の目的

県は、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（令和7（2025）年1月栃木県策定）に基づき、県立の美術館、図書館及び文書館について、県の文化振興の中核を担う複合施設（栃木県「文化と知」の創造拠点。以下「拠点」という。）として再整備を行い、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える、とちぎならではの拠点、あらゆる人々が思い思いに利用し、様々な主体が出会い、交流することで、とちぎの新たな「文化と知」を創造する拠点とすることを目的に本事業を実施する。

本事業は、施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行う事業である。

本事業の実施に当たって、県は、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経済的能力等を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(4) 本施設の概要

所在地		栃木県宇都宮市中戸祭1丁目
敷地面積		32,815.36㎡（登記簿地積）
延床面積		約30,000㎡
構成	美術館	展示室、収蔵庫、一時保管庫、ワークショップ室、公開制作室 等
	図書館	公開書架・閲覧室、書庫、サイレントルーム、レファレンスカウンター、学習室 等
	文書館	展示室、閲覧室、収蔵庫、研究室、調査整理室 等
	共通部分	エントランス、講堂、カフェ・レストラン、ショップ 等

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(6) 事業期間（予定）

ア 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和15（2033）年6月

イ 開館準備期間

令和13（2031）年4月～令和16（2034）年5月

※ 拠点全体の集客促進業務、美術館の企画展業務等、業務基準表（要求水準書別紙）の実施時期に格別の記載のあるものについては当初から行うものとし、その他の業務については本施設の引渡し時から開始するものとする。

ウ 運営・維持管理期間

令和16（2034）年6月～令和31（2049）年3月

(7) 事業範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 必須事業

(ア) 統括マネジメント業務

- a 統括責任者等の配置
- b 事業全体の統括業務
- c 庶務業務

(イ) 設計・建設業務

- a 事前調査及びその関連業務
- b 設計及びその関連業務
- c 建設工事及びその関連業務
- d 各種申請・許認可取得等に関する業務（国庫補助金等申請補助等）
- e 説明会等の地元対応に関する業務（工事に伴う近隣対策等）
- f 工事監理
- g 備品等調達・設置
- h 施設の引渡し（県への所有権移転業務等）
- i 設計・建設業務期間中の土地等の管理

(ウ) 開館準備業務（県と協働して実施）

- a 施設引渡し以後、開館までの間の本施設の維持管理
- b 備品等調達・設置（設計・建設業務に係るものを除く。）
- c 開館前の集客促進（他施設との連携事業を含む。）
- d オープニングイベント等の開催準備
- e 開館後の施設の貸出し等に関する準備業務
- f その他運営に関する準備業務（3館共通機能開館準備等）

(エ) 運営業務（県と協働して実施。指定管理者としての業務を含む。）

- a 利用案内等
- b 施設の貸出し等
- c 収蔵、書架整理等
- d 常設展示、企画展示等
- e 教育普及
- f 地域等との連携・協力
- g 集客促進（他施設との連携事業を含む。）
- h カフェ・レストラン、ショップ運営等その他運営に関する業務（附帯事業）

(オ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理
- b 建築設備保守管理
- c 備品等保守管理
- d 植栽管理
- e 修繕・更新
- f 環境衛生管理
- g 清掃
- h 警備
- i 駐車場管理
- j 駐輪場管理
- k その他外構施設保守管理

イ 任意事業

(ア) 運営自主事業

(イ) 利用促進事業（附帯事業）

(8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 県が支払うサービス購入料

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。なお、サービス購入料の構成は次のとおりである。

(ア) 統括マネジメントの対価

本施設の統括マネジメント業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに事業者に支払うことを予定している。

(イ) 設計・建設の対価

本施設の設計・建設業務に要する費用及び県が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、県への本施設の引渡し後、割賦方式により事業者を支払うことを予定している。

(ウ) 開館準備の対価

本施設の開館準備業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、開館準備業務の開始後、開館までの間、各年度、四半期ごとに事業者に支払うことを予定している。

(エ) 運営及び維持管理の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、運営業務及び維持管理業務の開始後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに事業者を支払うことを予定している。

イ 利用者等から得る収入

(ア) 観覧料収入（美術館）、貸室等使用料、駐車場使用料及び各種手数料

※ 県は、事業者を本施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項）として指定すること、利用料金は事業者の収入とすること、その場合の利用料金については、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

(イ) 本施設内のカフェ・レストラン、ショップ等の事業収入

(ウ) 県が事業者販売を委託する図録又は本施設の収蔵作品・資料等に関する商品等の

販売に係る手数料

(エ) 広報物、ホームページ等を活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、又は事業者の任意事業に基づいて得られた収入

2 事業の評価

(1) 選定の基準

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県が本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政負担額の縮減が期待できること、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上等が期待できることを選定の条件とした。

イ 定量的評価

県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収、その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより、定量的な評価を行った。

ウ 定性的評価

上記イの財政負担見込額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合のサービス水準等について、定性的な評価を行った。

(2) 県の財政負担見込額による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額と、PFI事業として実施する場合の県の財政負担見込額との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

【VFM検討の前提条件】

項目	値	算出根拠
①割引率	2.3%	長期国債利回りを参考に設定。
②物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
③リスク調整値	(非公表)	PFI事業として実施する場合に見込まれるリスク対応費用を、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額において考慮

【事業費などの算出方法】

区分	県が自ら実施する場合の項目	PFI事業として実施する場合の項目	算出根拠
① 利用者から得る収入の算出方法	観覧料収入（美術館）	観覧料収入（美術館）	○共通 ・既存施設における実績等を勘案して設定
② 設計・建設段階における費用の算出方法	設計費 建設費 工事監理費 行政手続費用 什器備品費	設計費 建設費 工事監理費 行政手続費用 什器備品費 SPC設立・運営費 建中金利 融資組成に伴う諸費用	○県が自ら実施する場合 ・設計・建設段階における費用については、類似用途施設の整備における実績等を勘案して設定 ・開館準備、運営・維持管理段階における費用については、既存施設における実績等を勘案した上で、本事業における面積規模・必要人員数・業務内容を踏まえて設定
③ 開館準備段階における費用の算出方法	開館準備費	開館準備費 SPC運営費	○PFI事業として実施する場合 ・設計・建設段階における費用及び運営・維持管理段階における費用の内、維持管理費については、事業者による創意工夫の発揮により一定割合のコスト軽減が実現するものとして設定
④ 運営・維持管理段階における費用の算出方法	運営費 維持管理費	運営費 維持管理費 SPC運営費	・開館準備段階における費用及び運営・維持管理段階における費用の内、運営費については、県が自ら実施する場合と同様の費用が発生する前提で設定
⑤ 資金調達に関する事項	一般財源 地方債	サービス購入料 自己資金 銀行借入	○県が自ら実施する場合 ・地方債については、脱炭素化推進事業債・デジタル活用推進事業債の発行を想定し設定 ○PFI事業として実施する場合 【銀行借入条件】 ・返済期間：15年 ・利率：銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
⑥ その他の費用	地方債利息	統括マネジメント費 銀行借入利息 アドバイザー費 モニタリング費 公租公課	○県が自ら実施する場合 ・地方債利息を計上 ○PFI事業として実施する場合 ・銀行借入利息、PFI事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費を計上

※本試算では、事業者が独立採算で実施する任意事業に係る収入及び費用を見込んでいない。

イ 算定方法及び評価の結果

上記アの前提条件を基に、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額と、PFI事業として実施する場合の県の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が2.2%程度軽減されるものと見込まれる。

(3) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 効率的・効果的な設計、建設、運営、維持管理の実施

設計、建設、運営、維持管理等の各業務を分割して発注する場合に比べ、事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の運営・維持管理方針に即した施設整備が可能となる。

また、長期的な視点で運営・維持管理が行われることによるライフサイクルコストの縮減など、事業者の包括的な創意工夫の発揮による効率的かつ効果的な運営・維持管理の実現が期待できる。

イ 利用者へのサービス向上

事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、各施設・機能間の連携強化や相乗効果が発揮され、利用者ニーズに柔軟に対応した質の高いサービスの提供が期待できる。

また、本事業では、各館の関係法令等に基づいて行われるコア業務は、引き続き、県職員が実施する予定であり、県が担う専門性の高い業務と事業者が担う運営・維持管理業務等を長期にわたり一体的に実施することにより、県と事業者が継続的に連携・協働できる体制が構築される。これにより、県が有する専門的知見と事業者が有する運営ノウハウや利用者サービス向上の知見を継続的に融合しながら事業を推進することが可能となり、各館の機能を活かしたサービスの充実や3館連携の取組の発展が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、県と事業者との間で、個々のリスクについて最も適切に対処できる者が当該リスクを負うという考え方にに基づき、その責任分担を明確にすることにより、リスク分担の最適化がなされ、リスク対策に要する費用の削減や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となる。

エ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、県が支払う施設整備費について運営・維持管理期間終了までの間に分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

オ 新たな考え方に基づく機能と役割への対応

事業者が有する先進的な技術や幅広い見識、多彩なネットワークを活用することにより、デジタル活用による利便性の向上や新たな体験の提供、あらゆる人が安全・安心・快適に利用できる共生社会に向けた取組、カーボンニュートラル等の環境配慮、地域連携による魅力発信や誘客促進等について、効果的かつ継続的に対応することが可能となる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、県が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた県の財政負担額（現在価値換算額）について2.2%程度の軽減が期待できるとともに、効率的かつ効果的な運営・維持管理の実現等の定性的効果も期待できる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。